

① 公共施設等の料金改定について

町所有の公民館・スポーツ施設などの使用料は、昨年12月議会定例会で可決し平成29年4月1日から改定になります。

基本的な考え方としては、公共施設の管理運営費は年々増加しており、その財源として使用料を充て、不足する分は町民の税金でまかなわれております。従来、施設使用料は一部を除き町民は免除となっております。しかしながら、施設を利用する人、利用されない人の間に、負担の不公平が生じることとなり、皆様の不平等さを解消するため、施設を利用する方に「税負担の公平性の確保」の観点から、施設管理費の一部を負担していただくため、使用料の改定の見直しに至ったと説明を受け、審議し議案に賛成しました。

その後、住民の方々から賛否両論の意見を頂き、また1月28日の議会報告会においても多くの意見を頂きました。

そこで、以下の質問を致します。

- (1) 町民への説明と周知方法について伺います。
- (2) 減免措置について伺います。
- (3) 使用料の算定方法は12月議会で確認しましたが、議会報告会で多くの意見を頂きました。再度見直す考えはないか伺います。
- (4) 町長は、現在の住民からの意見をどう捉えているか伺います。
- (5) 公共施設等総合管理計画との関連はどうか伺います。

② メンタルヘルス対策について

第4次長与町行政改革大綱及び実施計画の中では、人材育成については、人材育成の推進及び職場の活性化、人事評価制度の導入が示されていますが、職務の高度化や煩雑化により、職員の負担は大きくなり、大きなストレスを感じることも少なくありません。職員の健康と活力を増進するために、職員に対するサポート体制の充実も大切だと思います。年度末に向かって期限に追われやすい時期でもあり、ストレスが一段と強まる恐れもあります。個々人のストレス抵抗力が増加しストレス解消が適切に行われることを願いつつ、ストレス要因を少しでも弱める方策が実効されることが大切です。またメンタルヘルス対策として、労働者がプライバシーを守られた環境の中で気兼ねなくカウンセラーに相談できる体制や、自分のメンタルヘルス不調に早く気がつくことができる環境が必要と考えています。

近年は、住民による行政を見る目も厳しくなっています。メンタルヘルス問題は、職員個人の資質の問題ではなく、住民に良質なサービスを提供するためにも、組織として重要課題であると考えます。

そこで長与町の取り組みについて質問致します。

- (1) 職員の精神的な障害・病気による休暇取得の状況、治療・療養している人数を伺います。
- (2) 長与町の教職員の現状はどうか伺います。
- (3) ストレスチェックを実施した結果について伺います。
- (4) パワハラ・セクハラ相談窓口の設置について伺います。
- (5) メンタルヘルス対策の一つに職場環境改善もありますが、長与町で取り組んでいる事は何か伺います。